

様式第2号の1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1－①を用いること。

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
看護専門課程 (2年課程)	看護学科	夜 ・ 通信	18 単位	7 単位	
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/school/study/curriculum.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者(公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等)は、この様式を用いること。

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	学校運営の円滑化及び適正化を図るために、学校運営会議を設置している。 (目的) 学校の円滑化及び適正な運営を図る。 (審議事項) 一 学校の規定の制定改廃 二 学校の予算の執行計画 三 教育課程の編成に関する事項 四 各年度の教育計画に関する事項 五 学校の講師・実習施設の選定に関する事項 六 学生の募集及び入学に関する事項 七 学生の単位・卒業認定に関わること 八 学生の休学、復学、退学に関する事項 九 転入学者の既習単位等の認定に関する事項 十 学生の就職に関する事項 十一 学校運営の評価に関する事項 十二 学校の施設整備に関する事項 十三 その他学校の運営に関し重要と認める事項 (外部人材の役割) 多様な意見を反映させるため、外部委員2名を学校長が任命し、外部委員自らの経験や役割を生かして学校運営に反映させることで、更なる学校運営の適正化を図られるよう活かす。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考(学校と関連する経歴等)
国立療養所長島愛生園 看護部長	2026.4.1～ 2028.3.31	講師・看護管理者
国立療養所長島愛生園 副看護部長	2025.4.1～ 2027.3.31	卒業生・看護管理者
(備考)		

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【授業計画書の作成について】 ・授業に関する事項(時間割・授業内容及び方法・進行)について各学年カリキュラム担当者、教育主事が教官会議(1回/週)で検討する。 ・実習に関する事項(実習計画、実習要綱、実習指導、実習評価等)を検討するため各学年実習担当、実習調整、教育主事が教官会議(1回/週)を開催する。 ・授業計画書は、授業終了後の学生による授業評価、講師による授業評価、テキストの改訂内容や国家試験出題基準をふまえた検討を行い、毎年3月に改訂する。 ・実習要綱は、学生による実習評価アンケート、指導者による評価、看護技術経験状況等を振り返り改訂する。実習要綱には、科目名、実習目的、実習目標、行動目標、学習内容、実習方法、実習評価基準を記載する。 【授業計画書の内容と公表について】 ・授業計画書には、科目名、時間数、単位数、担当講師名、学年、開講年次、科目目的、科目目標、授業計画、授業内容、授業方法、准看護学校での授業内容、教科書、参考書、評価方法を記載している。さらに教育課程進捗計画と評価計画を明示している。 ・4月に学生便覧、授業計画書、実習要綱を各学生に配布し、履修についての説明を行い、7月～8月に学校ホームページで授業計画を公表する。	
授業計画書の公表方法	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryou/hansen/aiseien/school/study/curriculum.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

【授業科目の評価】

- ・評価基準を授業計画書内に記載して、基準に則り適正に評価している。評価基準は「筆記試験」「レポート／学習成果物」「実技試験」「グループ／発表成果」「出席状況」があり、科目評価をどの方法で行うかを示している。
- ・実技試験においては評価基準を設け、事前に学生に説明し、実技試験の前に教官間で評価の視点について検討し共通理解をして実施する。実技試験の結果は評価会議で検討し、客観的な評価を行っている。
- ・実習においては、実習評価表に評価項目および評価基準を記載している。評価は、教官と臨床実習指導者で協議している。
- ・入学時や終了試験前、実習前オリエンテーションにおいて、学習内容の位置づけや進級に関する項目について学生にガイダンスしている。

【単位の認定】

- ・単位の認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則・履修規程に単位認定基準を掲載している。3月に学校運営会議にて進級判定について協議し、単位の認定を行い、単位の修得状況について学生に通知している。
- ・単位の認定については、学則第17条及び学則細則第11条に定める。内容は以下の通りである。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

学則

第17条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

- 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 授業科目の評価は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

学則細則

第11条 学則第17条第1項の単位修得の認定に関する事項は、履修規程に定める。

- 2 学則第17条第1項の単位修得の認定は、当該科目の試験(学習状況、学習報告等を含む)及び実習評価に基づく。
- 3 学則第17条第2項に該当する者は、手続きを行い次年度当該科目を履修し、評価を受ける。
- 4 終了試験及び実習評価は、60点以上ある場合を合格とする。これに満たなかった者は再試験及び再実習を受けることができる。
- 5 再試験が不合格(60点未満)の者は、次年度当該科目の試験を受けることができる。
- 6 再実習の評価が不合格(60点未満)の者は、次年度当該科目の臨地実習を受けることができる。
- 7 学則第17条第4項にかかる病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。
- 8 学則第17条第4項にかかる病気その他やむを得ない理由により、出席時間が3分の2に満たないため臨地実習の評価を受けることができなかった者は、追実習を行い、評価を受けることができる。
- 9 追試験・追実習を受けることができるのは、次の各号に掲げる場合とする。
 - 一 病気、負傷
 - 二 災害
 - 三 交通事故

四 3 親等以内の葬儀 五 その他学校長が認める理由 10 追試験・追実習の結果、不合格の者は、再試験または再実習を受けることができる	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・本校の授業科目の評価及び単位修得の認定については、学則第 17 条及び学則細則第 11 条に定めており、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失うこと、授業科目の評価は全科目評価を点数化し、優(80 点以上)、良(70 点から 79 点)、可(60 点から 69 点)及び不可(60 点未満)とし、可以上を合格としている。 ・さらに GPA(Grade Point Average)を導入して、各学生の履修登録科目の成績評価をグレード・ポイント(GP)に変換し、GP に当該科目の単位数を乗じて、その総和を履修単位数で除した値を GPA とする。高等学校の評定平均のように、学業結果を総合的に判断する指標として役立ち、従来の修得単位数という量的な判断に加えて、質的な観点から判断材料となると考える。 ・令和 7 年度 48 期生(第 1 学年)の GPA 算出に基づく成績評価は、下位 1/4 に該当する人数は 1 名である。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryou/hansen/aiseien/school/study/unitcertify.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【卒業の認定】

・学則第 23 条において、学校長は、第 17 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、2 月の学校運営会議の議を経て卒業を認定すると定めている。

・卒業については、学則第 23 条及び学則細則第 22 条に定める。内容は以下の通りである。(授業科目、単位数及び時間数)

学則

第 17 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2 出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

3 授業科目の評価は優(80 点以上)、良(70 点から 79 点)、可(60 点から 69 点)及び不可(60 点未満)とし、可以上を合格とする。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

(卒業)

学

第 23 条 学校長は、第 17 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(卒業認定)

学則細則

第 22 条 卒業の認定にあたっては本校の教育課程を修了した者で、次の各号に該当する者に対して学校運営会議の議を経て決定する。

一 本学校の定める授業科目、単位数(時間数)を修得した者。

二 授業科目の各々の単位を認定された者。

三 修業年限2年、又は在学年限内の者。

四 出席日数が各学年の出席すべき日数の 3 分の 2 以上の者。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/hansen/aiseien/school/study/unitcertify.html

様式第2号の4－②【(4)財務・経営情報の公表(専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4－①を用いること。

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 上野 賢一郎

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程 (2 年課程)	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	72 単位	40 単位	16 単位	16 単位	0 単位	0 単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40 人		5 人	0 人	6 人	61 人	67 人	

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 【授業について】 ・授業に関する事項(時間割・授業内容及び方法・進行)について、各学年・カリキュラム担当者・教育主事が教官会議(1回/週)で検討する。 ・授業計画は、授業終了後の学生による授業評価、講師による授業評価、テキストの改訂内容や国家試験出題基準をふまえた検討を行い、毎年3月に改訂する。 ・授業計画書には、科目名、時間数、単位数、担当講師名、学年、開講年次、科目目的、科目目標、授業計画、授業内容、授業方法、准看護学校での授業内容、教科書、参考書、評価方法を記載している。さらに教育課程進捗計画と評価計画を明示している。 【実習について】 ・実習に関する事項(実習計画、実習要綱、実習指導、実習評価等)を検討するため、各学年実習担当、実習調整者、教育主事が教官会議(1回/週)を開催し検討する。 ・実習要綱は、学生による実習評価アンケート、指導者による評価、看護技術経験状況等を振り返り改訂する。実習要綱には、科目名、実習目的、実習目標、行動目標、学習内容、実習方法、実習評価基準を記載する。

成績評価の基準・方法
(概要) 【授業科目の評価】 ・評価基準を授業計画書内に記載して、基準に則り適正に評価している。評価基準は「筆記試験」「レポート／学習成果物」「実技試験」「グループ/発表成果」「出席状況」があり、科目評価をどの方法で行うかを示している。 ・実技試験においては評価基準を設け、事前に学生に説明し、技術試験の前に教官間で評価の視点について検討し共通理解をして実施する。実技試験の結果は、評価会議で検討し、客観的な評価を行っている。 ・実習においては、実習評価表に評価項目および評価基準を記載している。評価は、教官と臨床実習指導者で協議している。 ・入学時や終了試験前、実習前オリエンテーションにおいて学習内容の位置づけや進級に関する項目について学生にガイダンスしている。 ・学生便覧に、成績評価の基準について記載する。(優:80 点以上、良:70 点から 79 点、可:60 点から 69 点及び不可:60 点未満とし、可以上を合格とする。) ・4 月に学生便覧、授業計画書、実習要綱を各学生に配布し、履修についての説明を行い、学校ホームページで授業計画書を公表する。
修了・進級の認定基準
(概要) 【単位の認定、卒業】 ・単位の認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則・履修規程に単位認定基準を掲載している。3 月に学校運営会議にて進級判定について協議し、単位の認定を行い、単位の修得状況について学生に通知している。 ・卒業は、学則・学則細則に卒業の認定について定め、2 月の学校運営会議において卒業の認定を行っている。
学修支援等
(概要) 【1 年次】 ・入学時の新入生ガイダンス(看護師国家試験対策、看護学生のマナー、電子テキストの操作方法など) ・チューター教官による面接(適宜) ・国家試験に向けての学習方法の確認、模擬試験実施後の結果分析をしたうえでの個別指導 ・長期休暇中に過去の国家試験問題等の実施と解剖生理学の強化 【2 年次】 ・チューター教官による面接(適宜) ・就職活動支援(就職募集先紹介や説明、パンフレットやポスター提示) ・国家試験に向けての学習方法の確認、模擬試験実施後の結果分析をして個別指導 ・国家試験対策についてはチューター教官を中心とした個別の学習支援 ・看護師国家試験対策特別講義の実施 【経済的支援】 ・日本学生支援機構、母体病院の育英資金制度、各県・施設の奨学金制度 【その他】 ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを 1 回/月実施(希望者) ・学生寮の完備(個室、冷暖房完備) ・パソコンの貸与、Wi-Fi 設備あり各自インターネット使用可能 ・既習科目認定制度 ・学生生活における傷害事故、賠償責任、実習中の感染事故に関する保険に加入 ・院外実習時の実習施設への送迎

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
1 人 (100%)	0 人 (0%)	1 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 看護師(母体病院)			
(就職指導内容) 【1 年次】 ・進路希望調査(前期、後期) ・チューター教官による面接病院見学やインターンシップの相談への対応 ・就職募集先紹介や説明、パンフレットやポスターの提示 ・3 月就職ガイダンス 【2 年次】 ・4 月就職ガイダンス ・チューター教官による面接、病院見学やインターンシップの相談への対応 ・就職先決定について相談があれば適宜対応 ・履歴書、小論文の書き方指導、模擬面接実施			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、専門士の称号			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
10 人	5 人	50%
(中途退学の主な理由) 進路変更、病気療養、学習意欲の低下		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施(1回/月、希望者) ・チューター教官による個別面談、個別支援 ・チューター教官による保護者への連絡相談 ・成績低迷者、希望者に対する学習支援		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	172,000 円	300,000 円	0 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/school/annai/overview.html
第三者評価の基本方針(実施方法・体制) 学校関係者評価委員会については、以下の「国立療養所長島愛生園附属看護学校業務基準準則」に基づいて設置・運営している。年1回の実施、評価結果を公表している。 令和7年度は、令和8年3月18日に実施、令和8年4月に看護学校ホームページに公表した。 「国立療養所長島愛生園附属看護学校業務基準準則」 (学校関係者評価会議) 第16条 学校外の者による視点で評価し、学校の教育活動および学校運営等の改善を図るために設ける。 2 学校関係者評価会議は、学校長の委嘱する委員4名以上とし学校職員以外の者で次に掲げる区分から、学校長が委嘱する。 一 地元企業関係者 二 高等学校関係者 三 保護者 四 卒業生 五 教育に関する有識者 六 看護管理者 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 4 学校関係者評価会議に委員長を置く。 5 学校関係者評価会議では、学校関係者評価委員が他者の視点で次の事項を評価する。 一 教育活動に関する事項 二 学校運営に関する事項 6 学校関係者評価会議の運営その他については、つぎのとおりとする。 一 学校関係者評価会議は、学校長は年に一度以上会議を招集し、委員長がその運営にあたる。 二 学校長が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。(副学校長、事務長、教育主事、教官など) 三 学校関係者評価委員の過半数が出席しなければ開催することはできない。

- 四 学校長は自己評価の結果を学校関係者評価会議に報告し、意見を持って評価結果とする。
- 五 教職員は、学校関係者評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に努めなければならない。
- 六 学校長は学校関係者評価結果について公表しなければならない。
- 七 委員は、評価活動を通じて収集した情報は、学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。なお、この守秘義務は評価活動を終了後も継続する。ただし、学校が公表を前提として作成した刊行物や資料は含まないものとする。
- 八 会議には議事録を作成しなければならない。
- 九 会議の事務は、教育主事において処理する。
- 7 この基準に定めるものの他、学校関係者評価会議に関し必要な事項は学校長が定める。
- また、学校相互評価実施規程並びに全国国立病院附属看護学校副学校長教育主事協議会中国四国支部規程に基づき、教育の質の向上及び学校経営の維持・安定化を図るため、以下の①・②を実施して評価結果を公表している。
- ①教員による自己点検自己評価の実施(1年に1回)
- 「教育理念・教育目的・教育目標」「教育課程経営」「教授・学習・評価過程」「経営・管理過程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域社会/国際交流」「研究」の結果について、前回実施結果と比較分析
- ②学校相互評価の実施(3年に1回)
- 全国国立病院附属看護学校副学校長・教育主事協議会中国四国支部の副学校長・教育主事等で構成された学校相互評価担当者 4～5 名が、当該校が実施した自己評価に基づき、他者の視点で客観的に評価を行う。
- 学校関係者評価委員会の評価結果を踏まえた改善については、評価結果は教官会議を通して共通認識し、教育活動で改善すべき点について検討した。
- (教育計画・学生の看護実践体験の保証)
- 教育活動として、教官の欠員のため、教官の専門性が発揮できる担当科目や時間数の配分ができなかった。また、外部の担当講師と教育内容のすり合わせなどがうまくいかなかったことがあり、昨年度より評価が低下している。しかし進級前や卒業時には当該学年の状況に応じた内容を吟味して、事例に応じたアセスメントと看護技術の習得を目指した演習を実施している。教官の教育実践能力の向上を目指して、同設置主体である他のハンセン病療養所附属看護師養成所と相互に研修を行った。
- 国家試験対策については、学生本人の希望を取り入れながら、学習状況に合わせた内容と方法を検討し、対応した。
- 実習指導については、受け入れ施設と指導者会議を行い、当校の実習目標や実習指導の意図を十分理解した上で指導をするなど、実習受け入れ態勢が整っており、学生からの評価も高い。
- (学習環境)
- 学生の学修環境として必要な設備や教材は整っている。
- 教科外活動では学会聴講をしたり、母体である長島愛生園主催のハンセン病についての研修に参加したりしている。また、長島愛生園の行事に参加し、入所者と関わり、入所者の思いを知る機会を持つようにしている。
- (自己評価による課題)
1. 教官の教育実践能力の向上のため、専門性が発揮できる科目担当や、他のハンセン病療養所附属看護師養成所との研修の継続、研究活動に取り組める支援を行っていく。
 2. 学生にとって分かりやすい授業が実施できるよう、講師への働きかけを行っていく。
 3. 学生個々の状況を把握し、学生の個別性に応じたきめ細やかな支援を継続していく。手厚い指導が学生確保にもつながると期待している。

第三者評価の委員		
所属	任期	種別
国立療養所長島愛生園	2026.4.1～2028.3. 31	看護管理者・講師 (看護部長)
国立療養所長島愛生園	2025.4.1～2027.3. 31	看護管理者・講師 (副看護部長)
国立療養所長島愛生園	2025.4.1～2027.3. 31	看護管理者・講師 (看護師長)
瀬戸内市教育委員会教育委員	2025.4.1～2027.3. 31	教育に関する有識者・ 講師
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/school/annai/overview.html		
(備考)		
第三者評価は未実施である。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/school/annai/overview.html
--